



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年8月9日（水）岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
砂 防 課	土砂災害対策監	小原 光博	内線 4652 直通 058-272-8621 FAX 058-278-2755
技 術 検 査 課	建 設 業 企 画 監	牛島 方子	内線 4553 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2734
出 納 管 理 課	用 度 係	宗宮 由佳	内線 8021 直通 058-272-8715 FAX 058-278-2787

入札参加資格停止の措置について

1 概 要

(株)テイコクは、多治見土木事務所から受注した「公共 総合流域防災事業（砂防基礎調査）委託」において、発注者に承諾を得ないまま再委託を行い、再委託業者に他人名義の身分証明書を携帯させ業務を行わせた。

これらのことは、業務委託契約書第6条第3項及び設計業務委託共通仕様書第1116条第4項に違反した行為であると認められる。

また、調査の結果、他の契約業務においても発注者に承諾を得ずに再委託を行う等の契約違反行為が多数あることが判明した。

2 対 応

「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2第1項及び別表第1第4号並びに「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」第2及び別表第1第3号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

3 停止措置業者

(株)テイコク（本店：岐阜市）

4 停止期間

令和5年8月10日から12月9日まで（4カ月）

5 参 考

- 「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」（抜粋）
（資格停止）

第2 知事は、有資格業者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

別表第 1

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第 2 号に掲げる場合のほか、県工事の施工に当たり、契約に違反し、県工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	2週間以上 4 カ月以内

○岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領（抜粋）

（入札参加資格停止）

第 2 知事は、有資格業者が**別表第 1** 及び第 2 に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について個別の入札に参加できないようにする措置（以下「入札参加資格停止」という。）を行うものとする。

別表第 1

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 3 正当な理由がなくて県との契約を履行しなかったとき又は契約の履行に当たり契約内容に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	2週間以上 6 カ月以内